

## **第2章**

# **志免町の子どもと子育ての現状と課題**



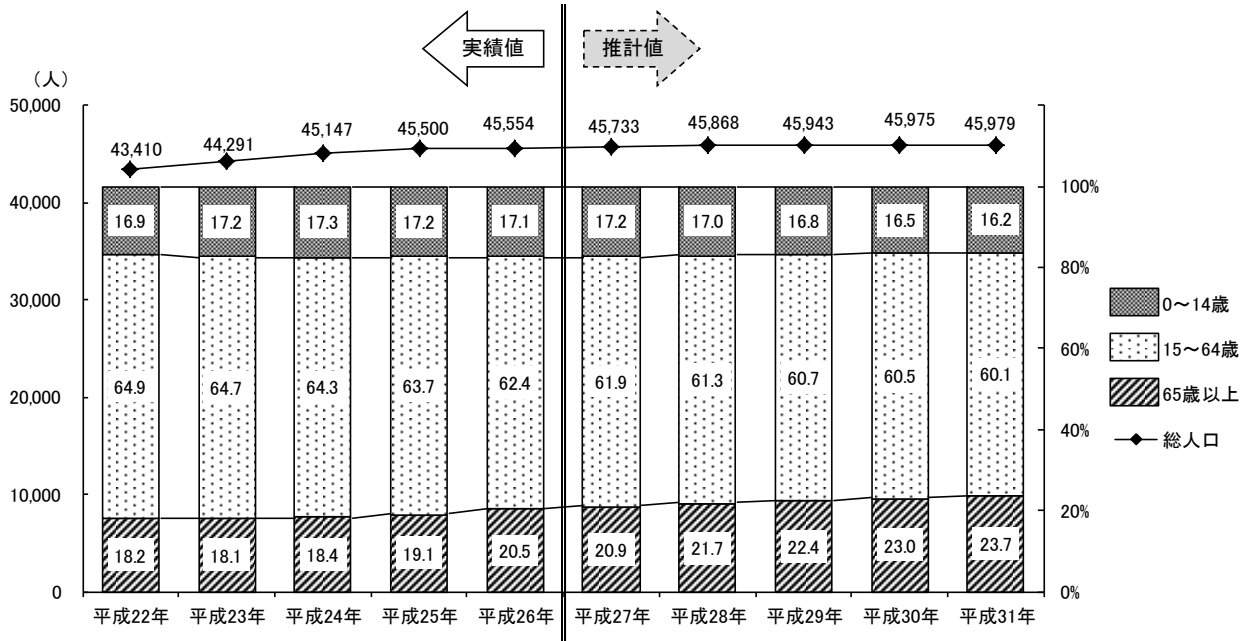
# 1 志免町の子どもや子育て家庭の状況

## (1) 志免町の人口の推移

志免町の総人口は、平成22年では43,410人でしたが、平成26年では45,554人と5年間で2,144人増加しています。しかし今後の推計では、5年後の平成31年には45,979人とほぼ横ばいの状態になると見込まれています。

人口の年齢構成比をみると、0～14歳が平成22年では16.9%、平成26年では17.1%と大きな変化はみられません。一方、65歳以上は、平成22年では18.2%でしたが、平成26年では20.5%と高齢化が進行しています。平成27年以降の推計値をみると、平成31年には0～14歳人口は16.2%と減少傾向となり、65歳以上は23.7%と高齢化はさらに進むと推計されます。

■人口の推移

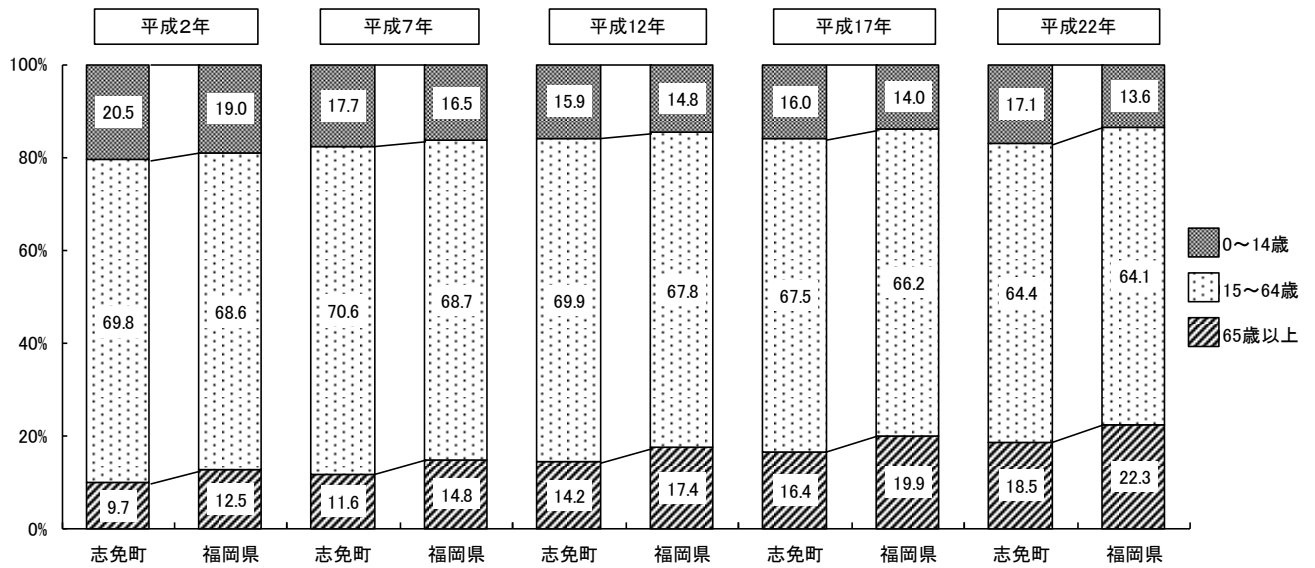


	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～14歳	7,338	7,625	7,823	7,833	7,789	7,858	7,802	7,740	7,591	7,459
15～64歳	28,174	28,646	29,012	28,981	28,442	28,318	28,103	27,894	27,804	27,636
65歳以上	7,898	8,020	8,312	8,686	9,323	9,557	9,963	10,309	10,580	10,884
総人口	43,410	44,291	45,147	45,500	45,554	45,733	45,868	45,943	45,975	45,979

資料：平成22～26年 住民基本台帳(各年4月1日現在)  
平成27～31年 コーホート変化率による推計値(国ワークシートに基づき算出)

国勢調査から年齢3区分別の人口構成比をみると、平成2年の志免町の0～14歳は20.5%となっているのに対し、福岡県では19.0%、平成22年では志免町が17.1%となっているのに対して、福岡県では13.6%と、少子化の進行が進んでいる福岡県のなかで、志免町では平成12年以降は横ばいになっています。一方、65歳以上の高齢者人口も平成2年から福岡県の割合に対して志免町は3ポイント程度少ないという状況で推移してきました。平成22年でも、志免町の18.5%に対して福岡県は22.3%と、依然として高齢者の割合は少なく、志免町は県内では比較的「若い町」と言えます。

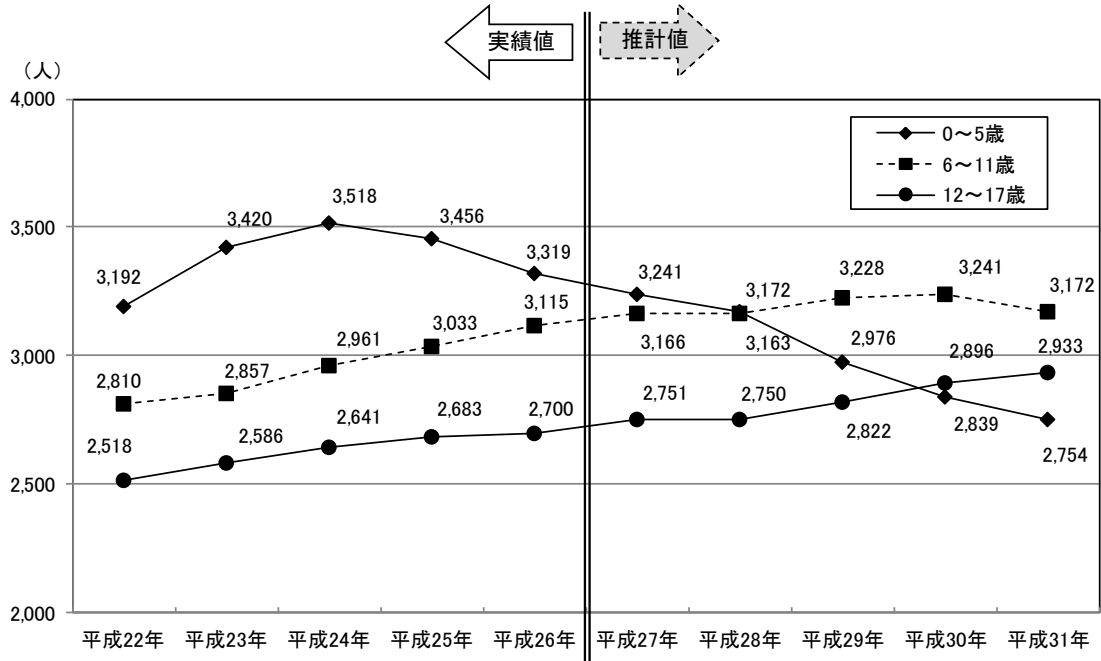
■人口構成比の比較



資料:「国勢調査」  
注)年齢不詳を除く

17歳以下の子どもの数の推移をみると、推計値によると0～5歳は平成24年の3,518人をピークに、平成26年には3,319人に減少しています。今後もこの傾向は続き、平成31年には2,754人まで減少すると予測されています。一方、6～11歳の子どもの数は今後3,100人前後で横ばいの状態、12～17歳の子どもの数は平成31年には2,933人まで増加すると予測されています。

■子どもの数の推移

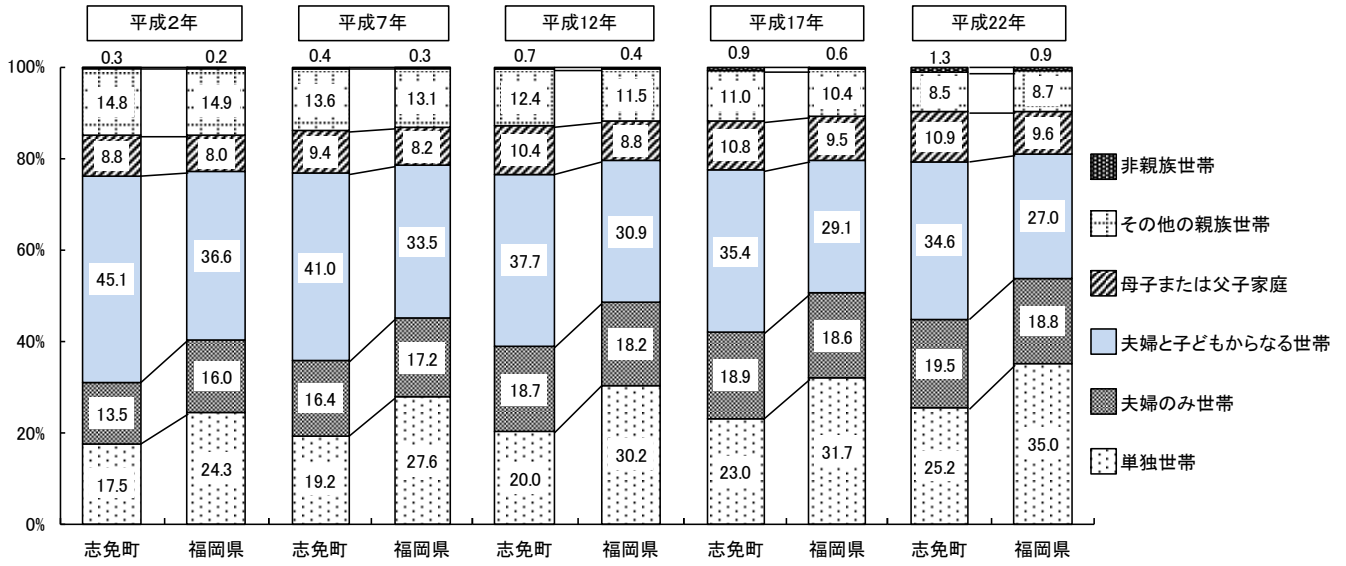


資料：平成22～26年 住民基本台帳(各年4月1日現在)  
平成27～31年 コーホート変化率による推計値(国ワークシートに基づき算出)

(2) 家族形態の変化

一般世帯の構成比の推移から志免町における家族形態の変化をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は平成2年では45.1%でしたが、平成22年には34.6%まで減少し、3世代家族を中心とする「その他の親族世帯」も、平成2年の14.8%から平成22年の8.5%へと減少しています。しかし、「母子または父子家庭」は平成2年の8.8%から平成22年には10.9%と1割を超えています。「夫婦のみ世帯」「単独世帯」が増加しており、子どものいる世帯の割合は減少していますが、福岡県と比べると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は比較的高いといえます。

### ■世帯の動向

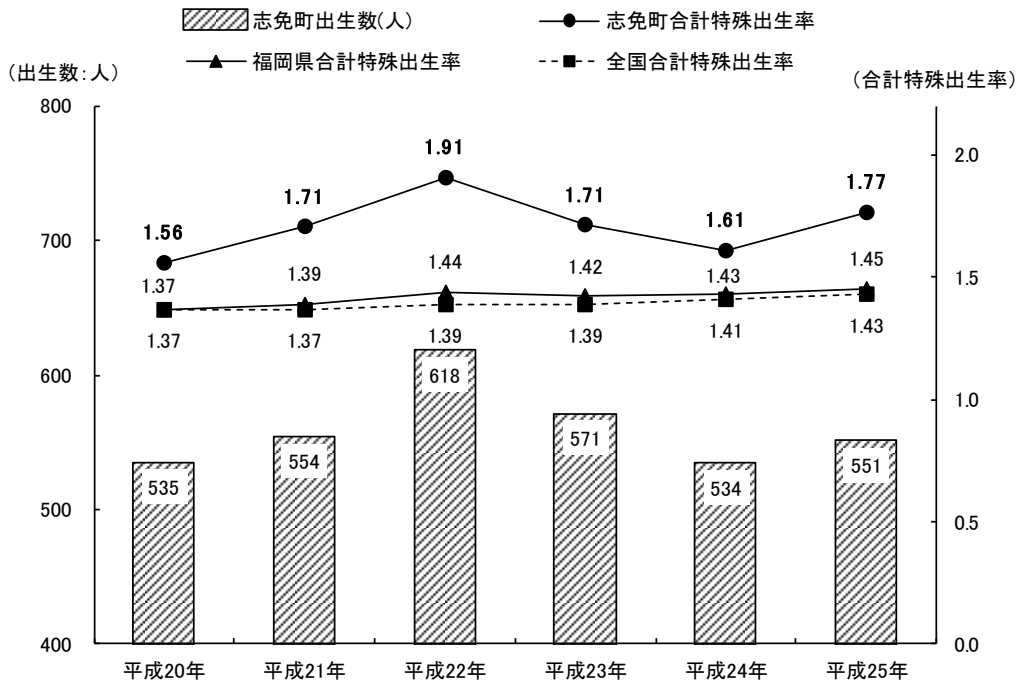


資料:「国勢調査」

### (3) 出生数と合計特殊出生率

志免町の合計特殊出生率は、平成22年の1.91をピークに、平成24年には1.61まで低くなりましたが、平成25年には1.77と微増しており、全国、福岡県を上回っています。

### ■出生数と合計特殊出生率

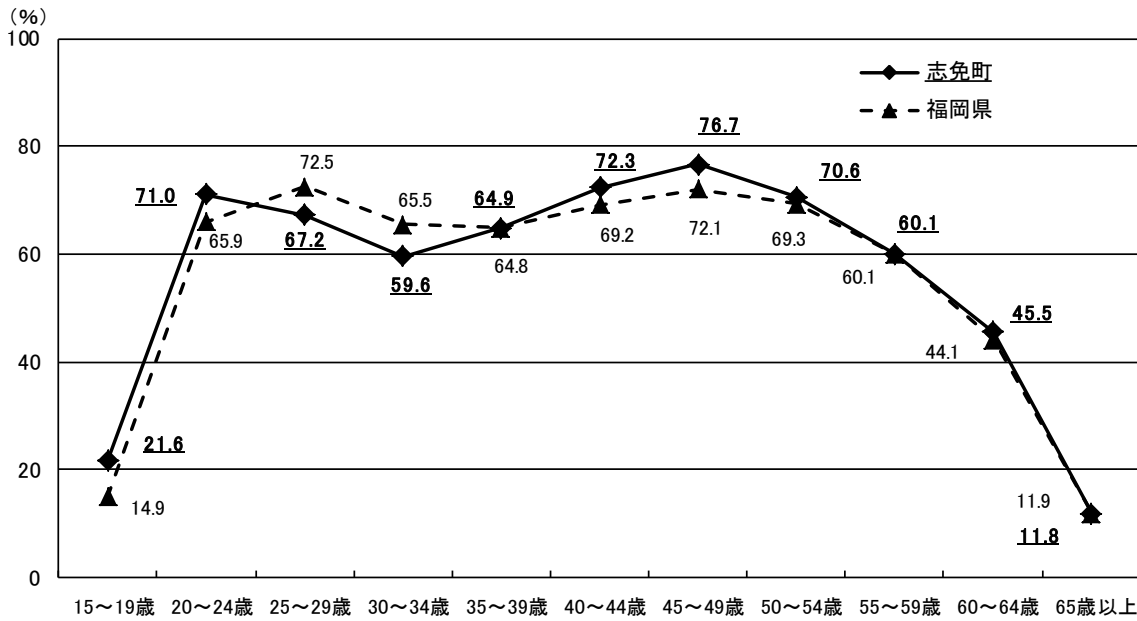


資料:平成20～平成25年の全国と福岡県の合計特殊出生率は、厚生労働省「人口動態統計」  
志免町の出生数と合計特殊出生率は、子育て支援課

(4) 女性の就業状況

女性の年齢別労働力率をみると、20～24歳では71.0%が就業していますが、30～34歳になると59.6%と減少し、30歳代後半になると64.9%と上昇し45～49歳になると76.7%となっています。志免町の女性の年齢別就業状況は結婚や出産でいったん退職し、子育てが一段落したらまた就労するというM字型の就業傾向が福岡県よりも顕著となっています。

■女性の年齢別労働力率



※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合  
資料:「国勢調査」

## 2 志免町の子どもと子育てにかかわる取り組み

### (1) 子どもにかかわる主な施策の状況

現在、町内にある3か所の町立保育園と認可された私立保育園5か所で、延長保育、障害児保育を、また、一時預かりを志免南保育園と別府つくし保育園で実施しています。町立保育園を民営化し、私立の120人定員の認可保育園『志免あおぞら保育園』を25年4月に開園し、平成26年4月に定員90人の私立認可保育園『志免さくら保育園』を開園しました。保育園を民営化する時に、定員増を行い待機児童の解消を行いました。

延長保育、障害児保育、一時預かりなど保育サービスの充実を行っています。また、平成14年度から宇美町、須恵町、志免町3町の広域で病児・病後児保育も実施しています。子育て支援事業として、一般の乳幼児とその保護者を対象とした保育園の開放や、子育て広場を行っています。また、平成26年度は町内には届出保育園が4か所、私立幼稚園が4か所あり、それぞれ町と連携した取り組みを進めてきました。

発達支援については、就学前児童を対象に療育を行う『Powerfulkids（パワフルキッズ）』と小学校2年生までを対象とした療育を行う放課後等デイサービス『PK2』を実施し、平成24年度から18歳までを対象とした子ども発達相談『すりーる』を設置して推進しています。

町立小学校1年～3年生の児童を対象とした学童保育所は、志免町学童保育連合会に運営を委託して、月曜から金曜日の平日は19時、土曜日、学校休業日は8時から18時まで実施しています。

母子保健事業として、妊婦健診に対する補助を行うとともに、母子手帳の交付時から保健師が、一人ひとりの妊婦の身体状況・家庭環境等を把握しながら出産に向けての相談を行っています。また、マタニティ教室では食生活・心の安定のサポートをこころがけています。

出産後4か月までの乳児のいる家庭に保健師・助産師が訪問し発達状況や子育ての助言を行っています。さらに、4か月児健診・10か月児相談・1歳6か月児健診・3歳児健診と子どもの年齢に応じた相談・子育てに関する悩みの相談等、医師・歯科医師・心理相談員・歯科衛生士・栄養士と連携し実施しています。また、気軽に悩みを話せる電話相談事業や0歳児親子教室等の教室事業も併せて実施しています。

総合福祉施設「シーメイト」では、「子育てサポートセンターしめ」による子育ての相互援助活動(有償)を行うとともに「子育てほっとライン」での電話及び面接相談を行い、また、「にじいろポケット」での親子の交流活動等、町の子育て支援機能を集約し充実を図っています。また、ノーバディーズ・パーフェクトプログラムを開催し子育ての不安解消を図っています。

学校教育については、「志免町教育行政の目標と主要施策」を定め、各学校が家庭や地域と密接な連携・協力ができる信頼関係を築き、児童生徒がいきいきと学べる学校づくりを進めています。また、教育相談室とともに平成19年度から中学校では週1回、相談員(ヤングサポーター)を派遣、平成16年度から不登校対応の学級補助員を配置



しています。さらに、平成 26 年度からは、教育相談室の充実を図るためスクールソーシャルワーカーを配置しました。

社会教育については、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭や地域の教育力の向上を図り、幼年期から基本的な生活習慣や望ましい人間関係を築く力を培うために、家庭はもとより地域ぐるみで子どもの自主性・自律性・社会性を育てながら青少年の健全育成に努めています。

## (2)「志免町子どもの権利条例」による取り組み

平成 19 年 4 月、志免町では九州の自治体では初となる「子どもの権利条例」が施行されました。この条例に基づき、11 月 20 日を「しめまち子どもの権利の日」と決めました。これにちなみ、子どもが参加し、自己表現や意見表明をすることや子どもの権利についての周知を目的とした「子どもの権利フェスタ」を毎年実施しています。

子どもの権利の救済や回復のために助言や支援、また、必要に応じて調査、調整、報告、是正要請を行う公的第三者機関である「志免町子どもの権利救済委員」「子どもの権利相談室（スキッズ）」を設置しています。

中学生から 18 歳までの子どもの居場所として「リリーフ[Relief.]」を設置し、NPO 法人に運営を委託しています。

また、この条例に基づく施策の状況を検証し、子どもの権利を保障するための機関として「志免町子どもの権利委員会」を設置し、第三者的な立場から調査・審議した結果を町に報告・提言しています。

町は、この提言を尊重し必要な措置を講じることとしています。

### ■■ 志免町子どもの権利条例の骨格 ■■

#### 前文

#### 第 1 章 総則(第 1 条～第 5 条)

目的 定義 責務 子どもの権利の普及 子どもの権利の日

#### 第 2 章 人間として大切な子どもの権利(第 6 条～第 10 条)

子どもの大切な権利 安心して生きる権利 自分らしく生きる権利  
意見表明や参加する権利 支援を受ける権利

#### 第 3 章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障(第 11 条～第 13 条)

家庭における権利の保障 子ども施設における権利の保障 地域における権利の保障

#### 第 4 章 子どもにやさしい町づくりの推進(第 14 条～第 16 条)

意見表明や参加の促進 子どもの居場所 施策の推進

#### 第 5 章 子どもの権利救済(第 17 条～第 23 条)

権利侵害に関する相談及び救済 子どもの権利救済委員 救済委員の職務  
勧告などの尊重 救済や回復のための連携 救済委員に対する支援や協力 報告

#### 第 6 章 検証(第 24 条～第 26 条)

子どもの権利委員会 権利委員会の職務 提言と尊重

#### 第 7 章 雑則(第 27 条)

委任

## 3 子ども・子育てに関するニーズ調査結果

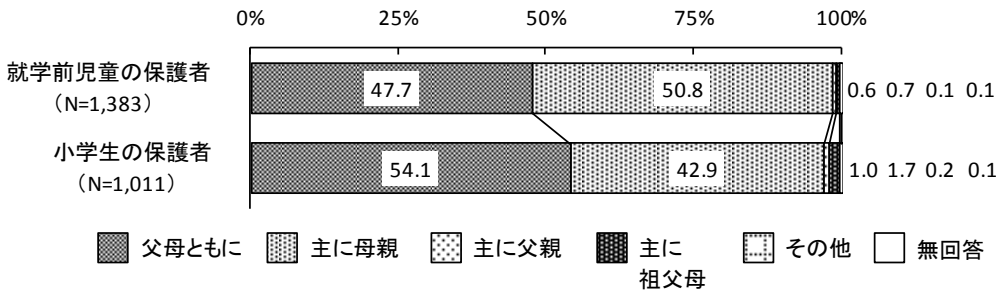
## (1)「志免町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」からみえる現状と課題

平成 26 年 1 月に就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」から、志免町の子育てを取り巻く現状と課題は次のようになっています。

### ①母親のみに集中的に求められている育児と仕事の両立

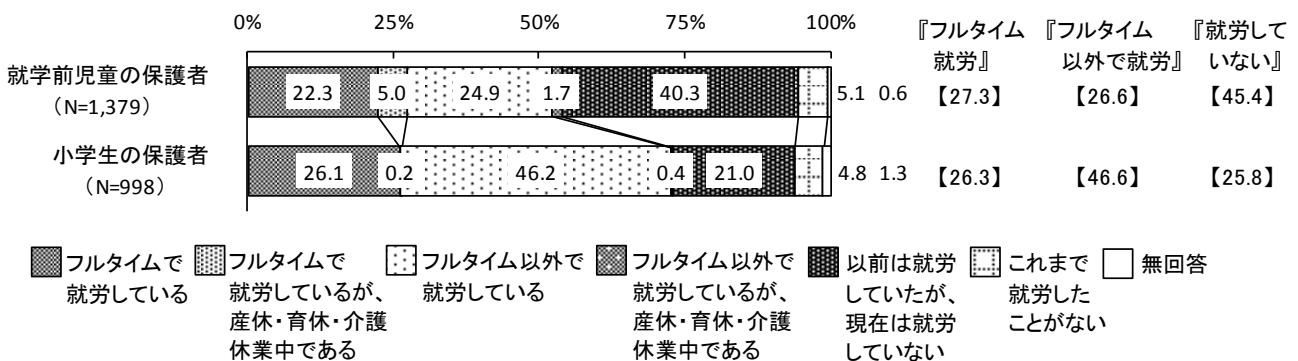
子育ての担い手は、就学前児童の保護者では「主に母親」が担っている家庭が 50.8%、「父母ともに」担っている家庭が 47.7%となっています。小学生の保護者では、「父母ともに」担っている家庭が 54.1%、「主に母親」が担っている家庭が 42.9%となっており、子どもの成長に伴い、父親の育児担当部分が徐々に増えていることがうかがえます。

#### ■子育てを主にしている人



母親の就労状況をみると、就学前児童の保護者については、『フルタイム就労』が 27.3%、『フルタイム以外で就労』が 26.6%、『就労していない』人が 45.4%となっています。小学生の保護者については、『フルタイム就労』が 26.3%、『フルタイム以外で就労』が 46.6%、『就労していない』人が 25.8%となっています。母親が子どもの年齢に合わせて、就労を中断したり、時間制約の少ないパート就労をする様子が見え、母親のみに育児と仕事の両立が求められる状況が依然として続いています。

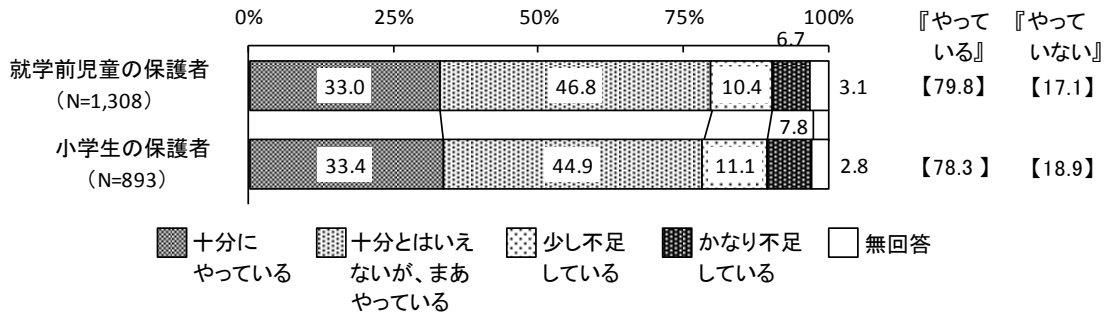
#### ■母親の就労状況



### ②父親の育児参加は 8 割程度

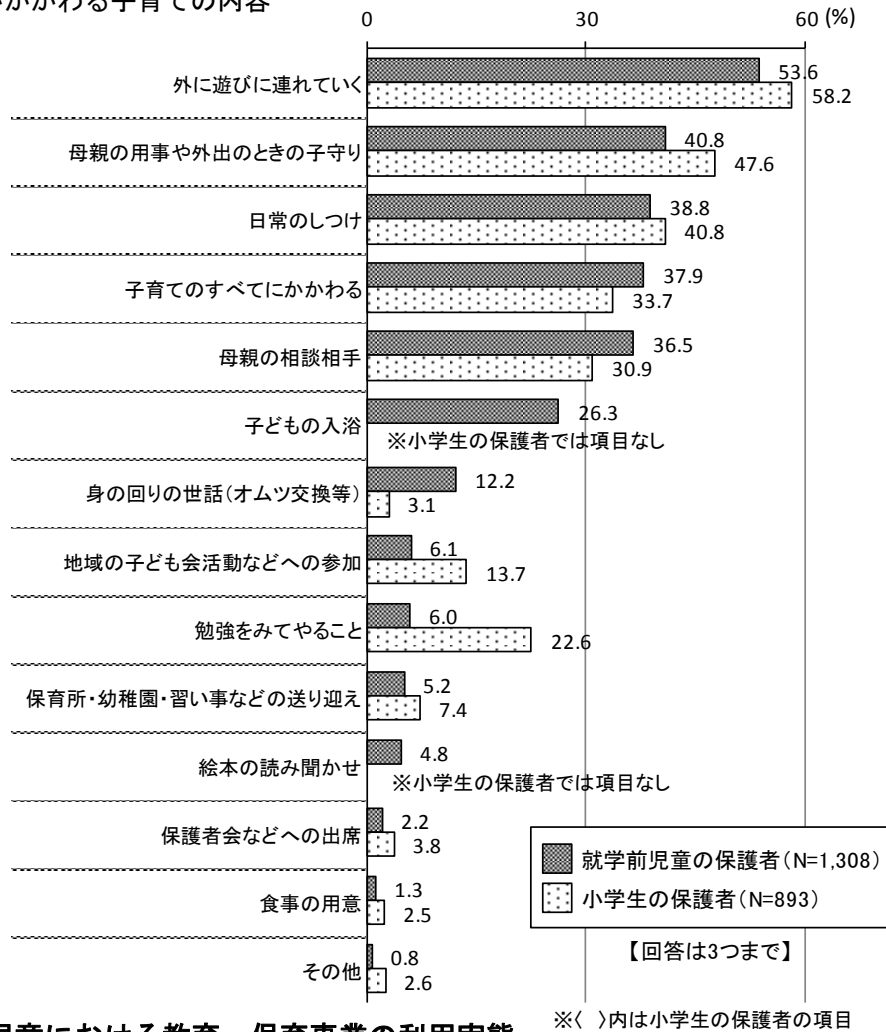
父親の育児参加は、『やっている』が就学前児童の保護者でも小学生の保護者でも約 8 割となっています。

■父親の育児参加の程度



父親に対して求められる育児参加としては、就学前児童も小学生も「外に遊びに連れていく」「母親の用事や外出のときの子守り」など、父親には補足的な役割が求められています。その背景には、フルタイムで就労している父親が圧倒的に多い現状があります。

■父親がかかわる子育ての内容

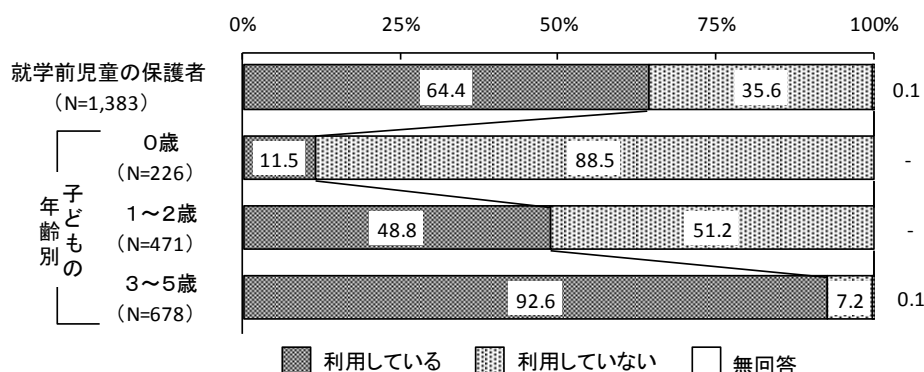


③就学前児童における教育・保育事業の利用実態

就学前児童の保護者で、幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」は64.4%で、利用している施設は、「認可保育園」が53.0%、「幼稚園」が31.3%、

「認可外の保育園」が8.5%となっています。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童の保護者）



④ 小学校における学童保育の利用実態と、今後の利用ニーズ

小学生の保護者における学童保育の利用は平日では2割程度、土曜日は1割未満にとどまり、今後の利用意向を持っている人は合計で2割程度と、必要としている人はあまり多くはありません。しかし、家族構成で見ると、『ひとり親』『ひとり親三世代』の場合には、平日の学童保育の利用状況が高く、ひとり親で子育てをしている保護者にとって、学童保育が重要な支援サービスとなっています。

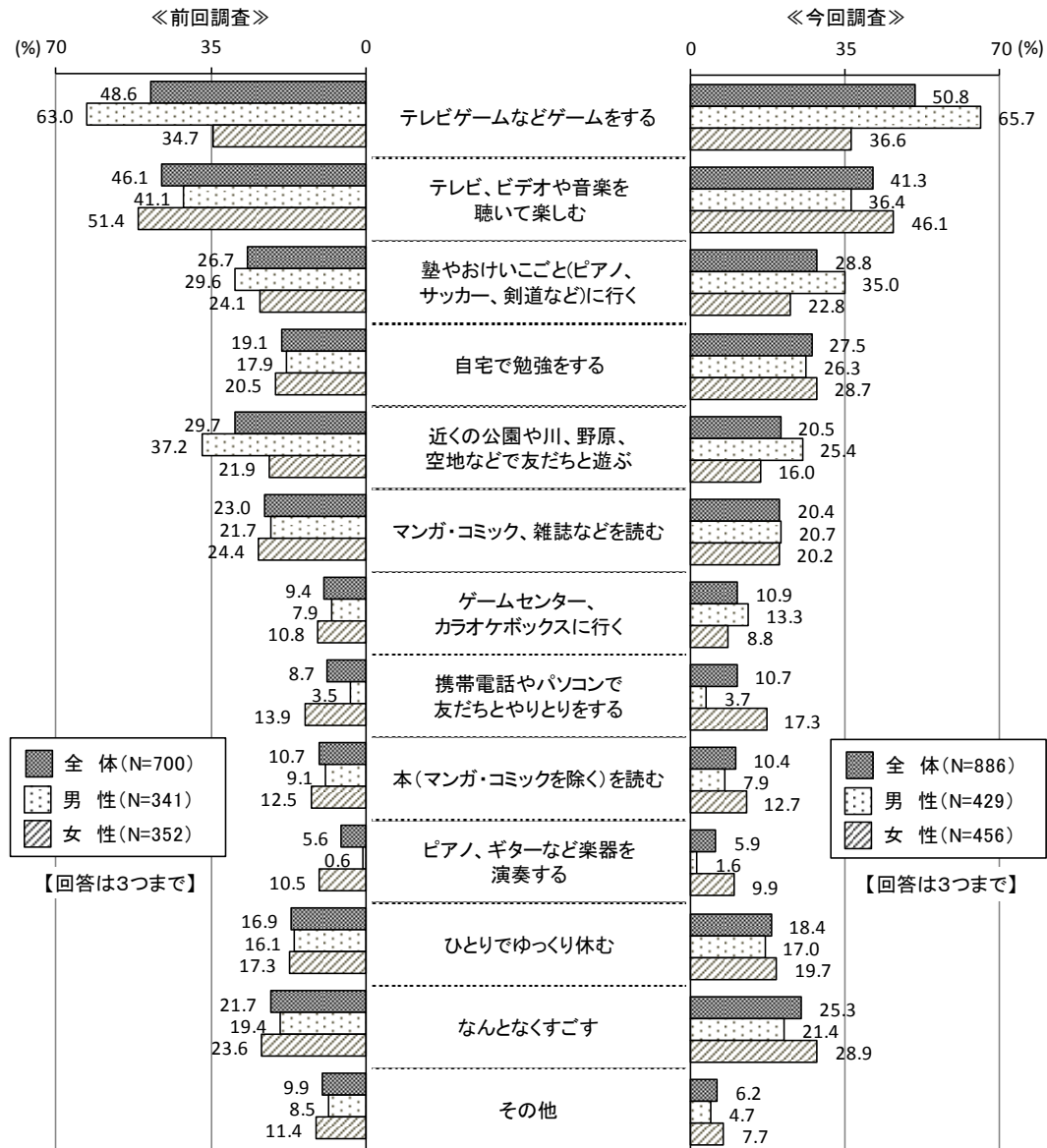
■ 家族構成別にみた学童保育の利用状況（小学生の保護者）

		標本数	平日				土曜日			
			て上週 い利4 る用日 し以	て日週 い利1 る用く し3	い利 な用 いし て	無 回 答	い利 ほ る用 ぼ し毎 て週	て日月 い利1 る用く し2	い利 な用 いし て	無 回 答
全体		532 100.0	100 18.8	14 2.6	396 74.4	22 4.1	20 3.8	22 4.1	426 80.1	64 12.0
家族 構成 別	三世代	47	4.3	2.1	85.1	8.5	-	-	85.1	14.9
	核家族	398	19.8	3.0	73.6	3.5	3.8	4.3	81.2	10.8
	ひとり親	36	22.2	2.8	69.4	5.6	11.1	5.6	66.7	16.7
	ひとり親三世代	20	25.0	-	75.0	-	5.0	5.0	75.0	15.0
	その他	31	19.4	-	74.2	6.5	-	6.5	77.4	16.1

⑤ 室内で過ごす子どもが増加する傾向

小学生の休日の過ごし方を前回調査と比較すると、男女ともに「自宅で勉強をする」割合が増加し、「近くの公園や川、野原、空地などで友達と遊ぶ」が減少しています。

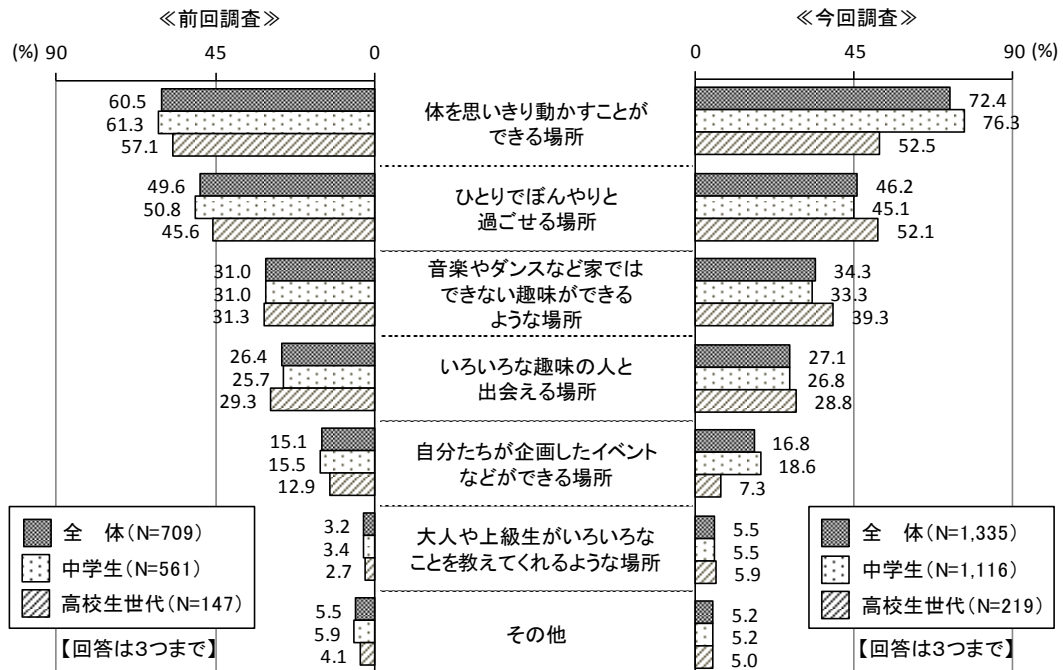
■休日の過ごし方（小学生）



自由な時間を過ごすのにあればいいと思う場所については、中学生、高校生世代では「体を思いきり動かすことができる場所」や「ひとりでぼんやりと過ごせる場所」が高くなっています。

小学生が休日に室内で遊ぶ傾向が増していること、中学生、高校生世代では、全般に自分一人で独自の時間を過ごす子どもがある程度いることがうかがえます。

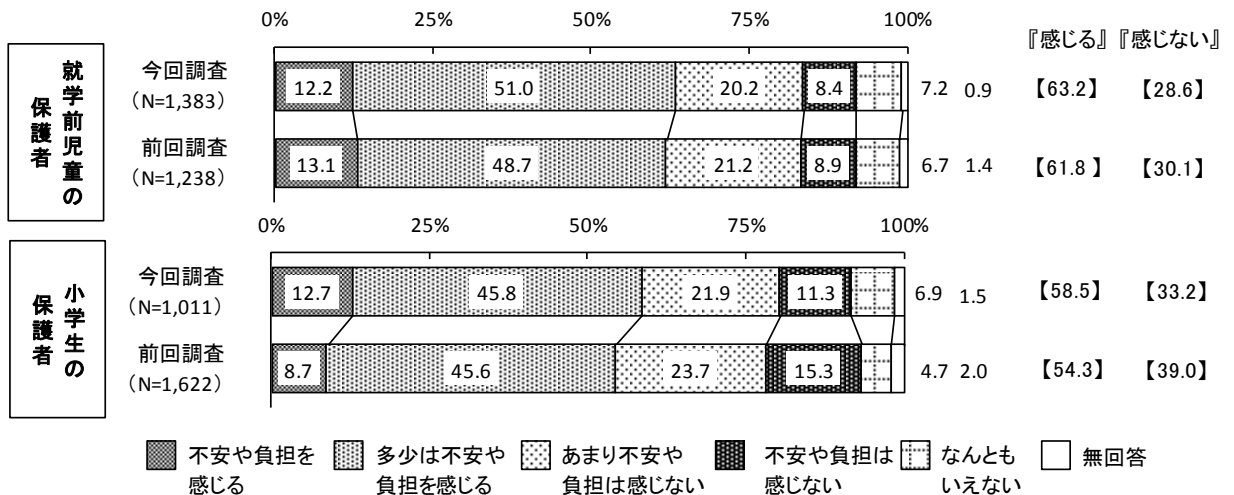
■あつたらしい場所（中学生、高校生世代）



⑥子育てへの不安感や負担感は、6割前後

就学前児童、小学生の保護者のいずれも子育てをするうえで不安や負担を『感じる』人が6割程度となっています。また、どちらも前回調査に比べてやや高くなっています。

■子育ての不安感や負担感



子育ての不安感や負担感は、就学前児童の保護者の場合は『ひとり親』や『ひとり親三世代』で他の家族構成に比べて高く、小学生の保護者の場合は『ひとり親』で子育てを行っている場合に高くなっています。

■家族構成別にみた子育ての不安感や負担感

(%)

		標本数	不安や負担を感じる	多少は感じる	あまり感じない	不安や負担は感じない	なんともいえない	無回答	『感じる』	『感じない』
就学前児童の保護者		1,383 100.0	169 12.2	706 51.0	280 20.2	116 8.4	99 7.2	13 0.9	<b>875</b> <b>63.2</b>	<b>396</b> <b>28.6</b>
家族構成別	三世代	105	5.7	54.3	23.8	9.5	6.7	-	<b>60.0</b>	<b>33.3</b>
	核家族	1,167	11.2	51.8	20.1	8.7	7.2	1.0	<b>63.0</b>	<b>28.8</b>
	ひとり親	50	38.0	32.0	12.0	8.0	10.0	-	<b>70.0</b>	<b>20.0</b>
	ひとり親三世代	29	31.0	41.4	17.2	3.4	3.4	3.4	<b>72.4</b>	<b>20.6</b>
	その他	32	12.5	53.1	28.1	-	6.3	-	<b>65.6</b>	<b>28.1</b>
小学生の保護者		1,011 100.0	128 12.7	463 45.8	221 21.9	114 11.3	70 6.9	15 1.5	<b>591</b> <b>58.5</b>	<b>335</b> <b>33.2</b>
家族構成別	三世代	90	10.0	44.4	27.8	7.8	7.8	2.2	<b>54.4</b>	<b>35.6</b>
	核家族	739	11.0	48.0	21.7	11.6	6.2	1.5	<b>59.0</b>	<b>33.3</b>
	ひとり親	83	25.3	44.6	14.5	10.8	4.8	-	<b>69.9</b>	<b>25.3</b>
	ひとり親三世代	48	16.7	35.4	27.1	10.4	10.4	-	<b>52.1</b>	<b>37.5</b>
	その他	51	17.6	27.5	21.6	13.7	15.7	3.9	<b>45.1</b>	<b>35.3</b>

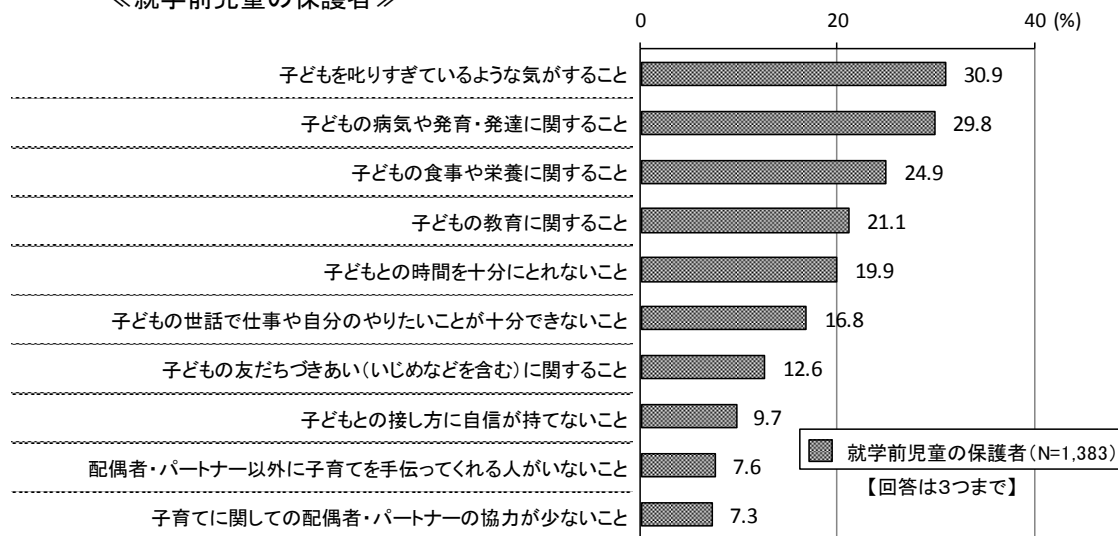
不安や悩みの具体的な内容として就学前児童の保護者では「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもの病気や発育・発達に関する事」「子どもの食事や栄養に関する事」が高く、育児をしていく中での子どもの関わり方や子どもの発育についての不安や悩みがあげられています。

小学生の保護者では「友だちづきあい（いじめなどを含む）に関する事」「子どもの進学・受験について」「子どもを叱りすぎているような気がする」など、子ども自身が形成していく社会関係について不安や悩みがありました。また、母親がフルタイム就労の場合は、子どもとの時間を十分に取れないことが就学前児童、小学生の保護者ともに約4割と高くなっています。

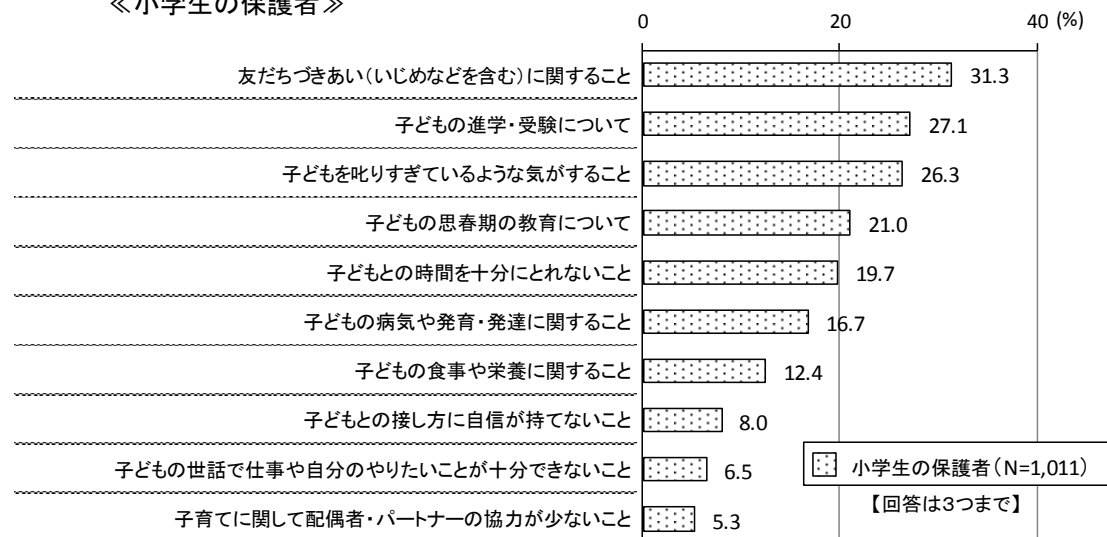
子育てに関する悩みや不安の相談相手は、配偶者や親などの親族、友人・知人など身近な人の割合が高く、公的な相談窓口の利用は少ない状況です。しかし、保育園・幼稚園や学校など子どもが通所する施設の先生を相談相手として多くの保護者があげており、保護者の悩みを行政につなぐ身近な相談窓口としての役割は大きいといえます。

■子育てについての悩み（上位10項目）

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》



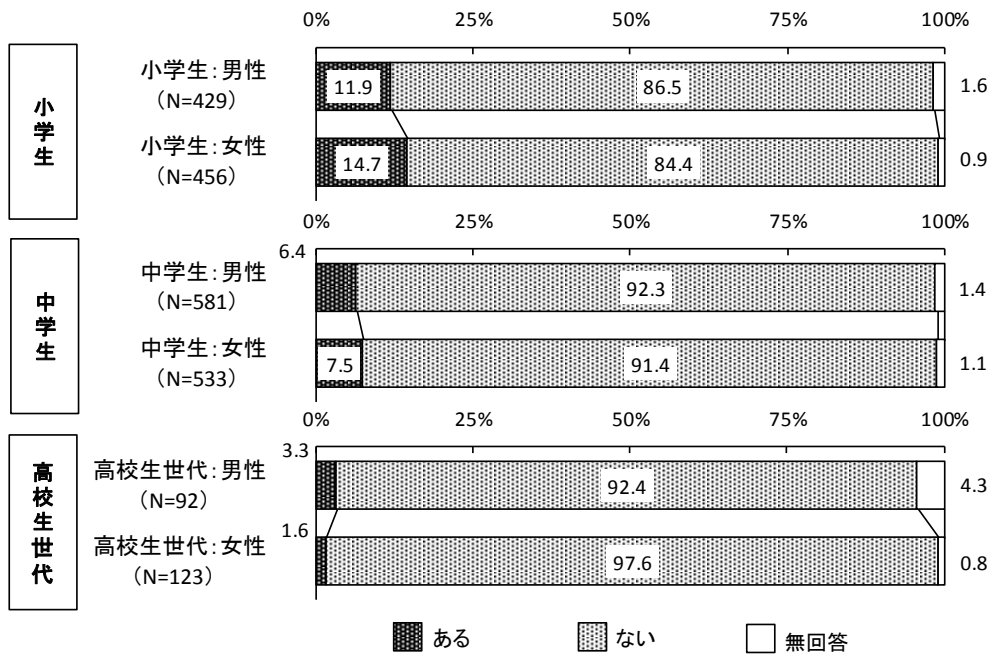
⑦学校生活に対する高い満足度、一方でこぼれ落ちる子どもへのケアの必要性

学校生活の満足度について、小学生でも中学生、高校生世代でもともに、「仲の良い友だちがいる」「信頼できる友だちがいる」といった、友人関係の部分に高い満足感を持っている子どもが多くなっています。全体的には、小学生は7割台から9割台、中学生、高校生世代は5割台から9割台の子どもが学校生活に満足を感じています。

しかし、学校でいじめられた経験の有無をたずねたところ、小学生では1割程度、中学生、高校生世代では1割未満が存在しています。

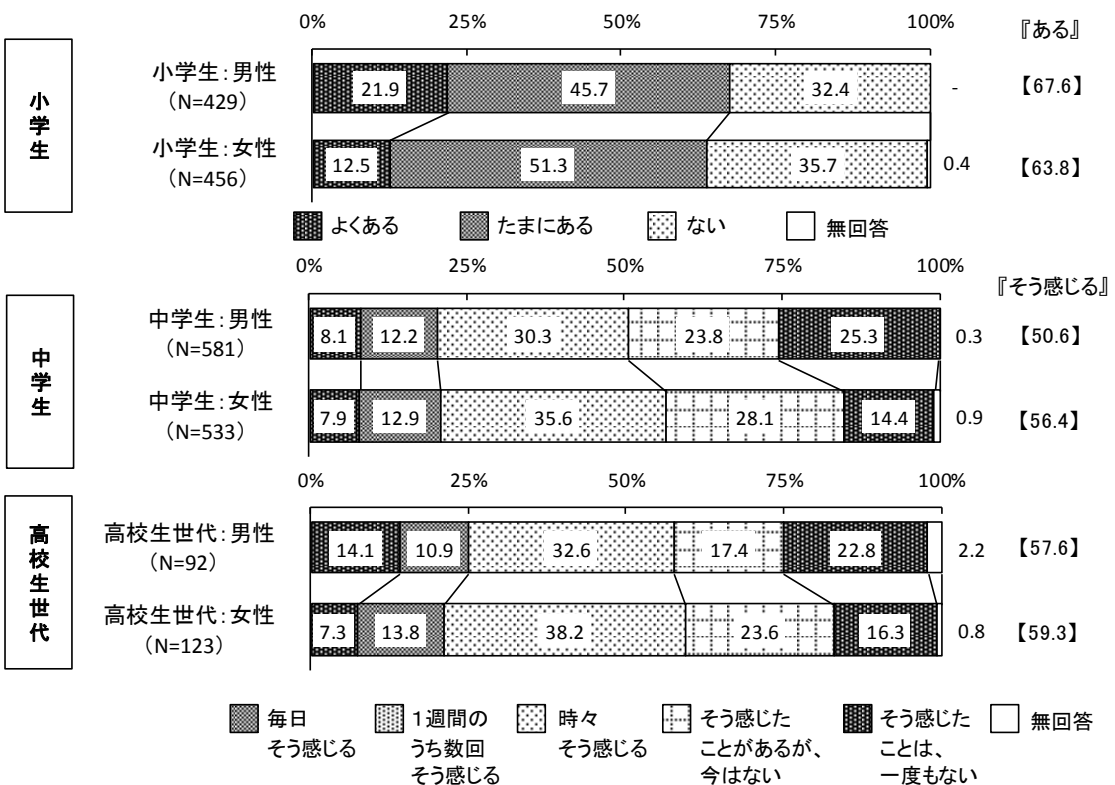


■仲間外れやいじめられた経験



また、学校に行きたくないと感じることがあるかという設問についても、小学生では『ある』が男女ともに6割台、中学生、高校生世代では『そう感じる』が5割台となっています。

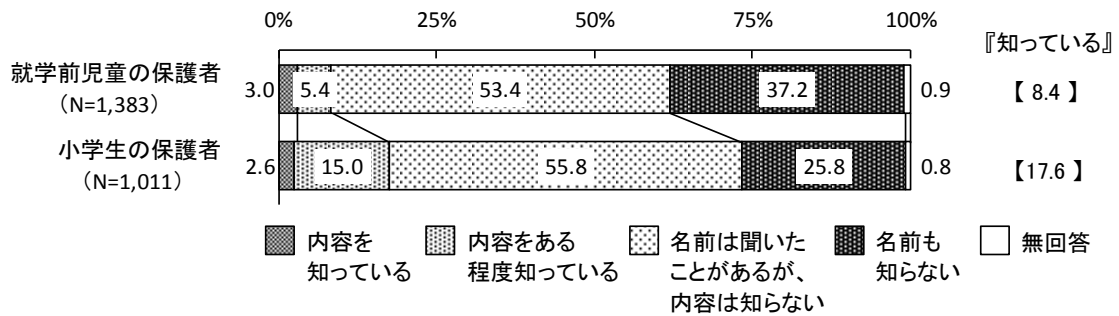
■学校へ行きたくないと感じることの有無



### ⑧「子どもの権利条例」についての保護者の認知度はまだ低い状況

「子どもの権利条例」について、この条例を内容まで『知っている』は、就学前児童の保護者は8.4%、小学生の保護者は17.6%と認知度は低い状況です。様々な機会をとらえて啓発を行っていく必要があります。

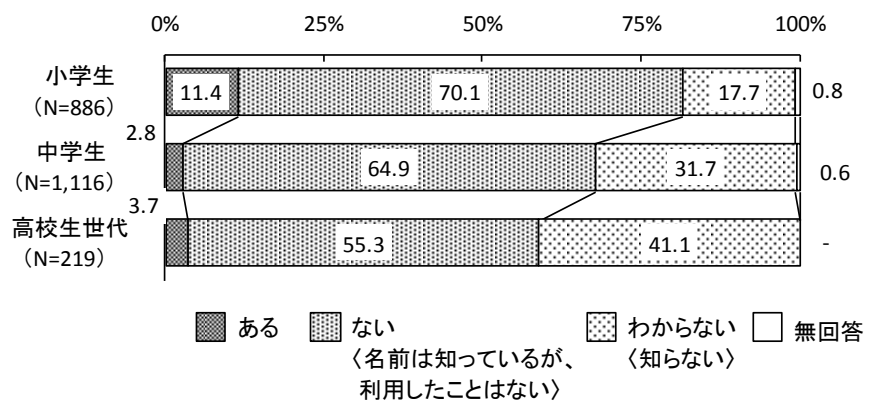
#### ■子どもの権利条例の認知



「子どもの権利相談室（スキッズ）」の利用状況は、小学生で11.4%、中学生、高校生世代ではそれぞれ2.8%、3.7%とわずかです。権利相談室が利用されること自体が即座に良いことだとは言えませんが、必要とする子どもが利用できていない状況があるとも考えられます。

子どもの権利やそれを保障するための仕組みに関する啓発活動とともに、子どもの育ち、子育てにおいても人権が尊重される志免町が求められています。

#### ■子どもの権利相談室（スキッズ）を利用したことがあるか

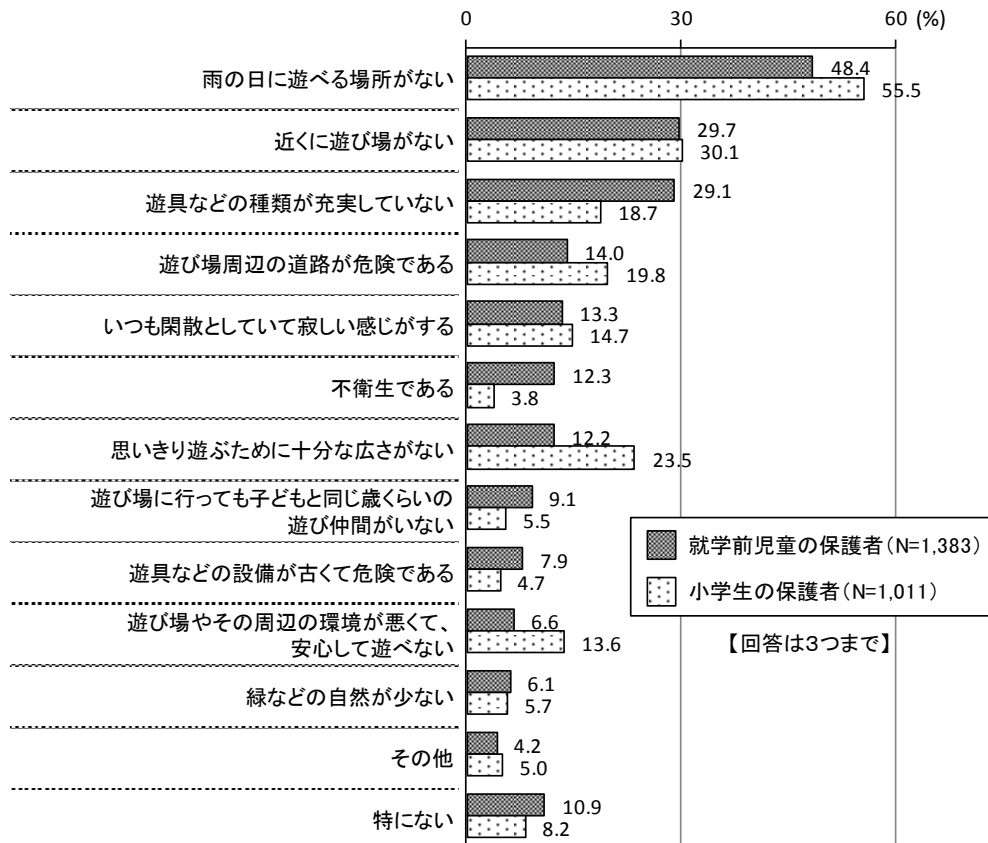


※〈 〉内は中学生、高校生世代の項目

⑨遊び場や子育て環境への要望

遊び場についての要望をみると、「雨の日に遊べる場所がない」が就学前児童の保護者で48.4%、小学生の保護者で55.5%と群を抜いて高く、次いで「近くに遊び場がない」となっています。また、就学前児童の保護者では「遊具などの種類が充実していない」、小学生の保護者では「思いきり遊ぶために十分な広さがない」が続いており、雨天でも遊べることや子どもの足でも行けるような近くにあることなど、さらなる充実が求められています。

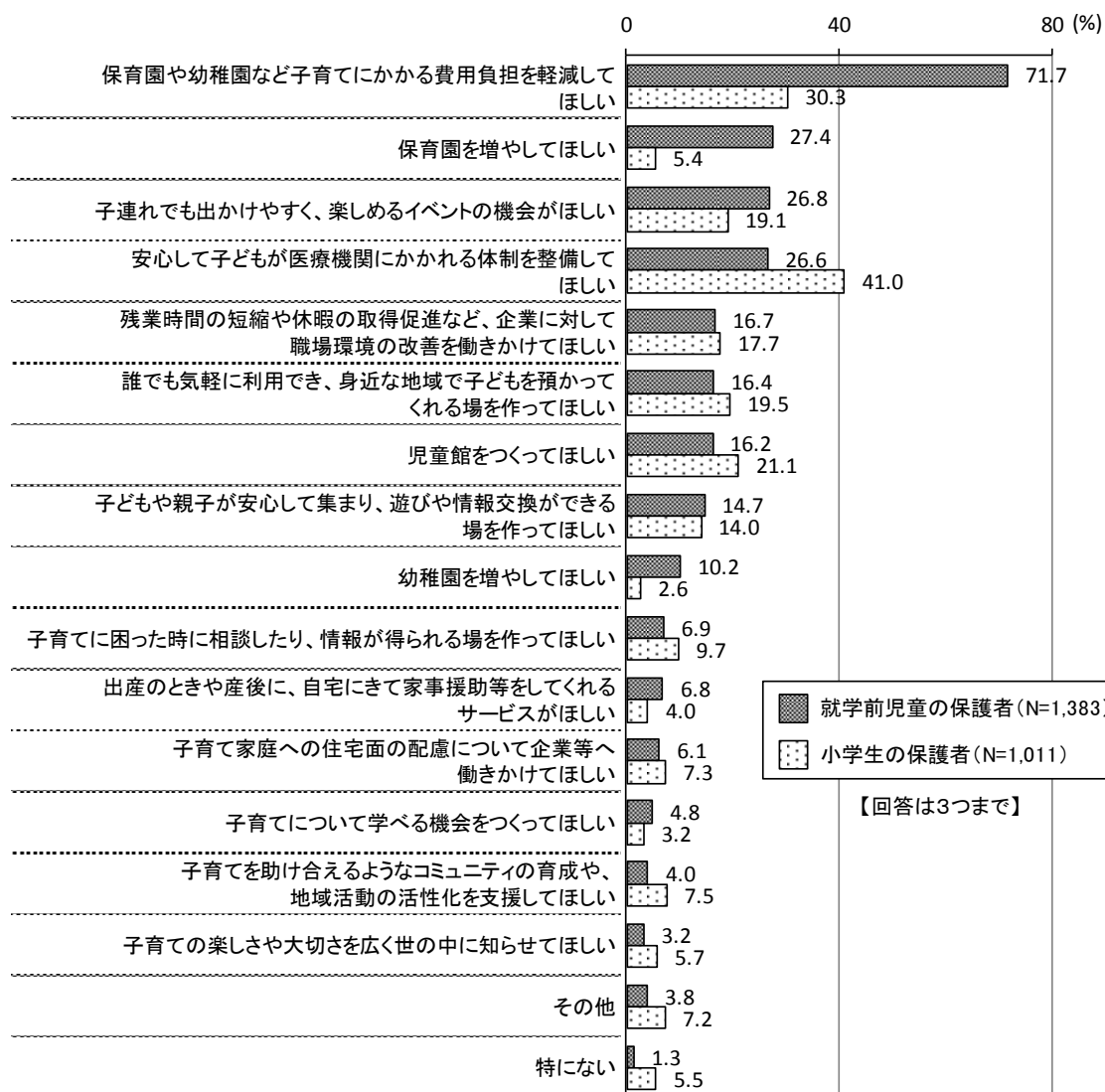
■近くの遊び場について感じる事



志免町や国や県も含めた行政全体に対する要望は、就学前児童の保護者では、「保育園や幼稚園など子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」が約7割と圧倒的に高く、次いで「保育園を増やしてほしい」「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」となっています。小学生の保護者は、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が約4割で1位、次いで「保育園や幼稚園など子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」が約3割となっています。

費用負担の軽減や、医療・保育機関のさらなる充実が必要とされており、こうした要望を実現していくことが、子育てのしやすい社会を作ることに直結するため、県や国などとも連携しながら、志免町ならではの支援策を展開していくことが求められています。

## ■行政への要望



## 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

平成26年1月に志免町に居住する就学前児童(0～5歳)または小学生(小学1～6年)のいる3,500世帯及び小学5～6年生、中学1～3年生および16～18歳の子ども2,800人を対象に郵送法等で実施。就学前児童の保護者では1,383件(回収率69.2%)、小学生の保護者では1,011件(回収率67.4%)、小学生では886件(回収率91.3%)、中高生世代では1,335件(73.0%)の回収がありました。

## 4 志免町の子どもと子育てにかかわる取り組みの成果と課題

### (1) 次世代育成支援対策後期行動計画の成果と課題

計画全体の成果指標であるアウトカム指標では、子育ての不安感・負担感の軽減は目標に達していませんが、保育サービスの利用のしやすさや地域の子育て満足度等においては目標値を達成しています。特定事業についても、目標値を達成するよう各施策の充実を図り、毎年、進捗状況を把握して公表するなど、施策の計画的な推進に努めてきました。また、計画に掲げた全 118 事業のうち 110 事業は実施しており、『未実施』は 8 事業となっています。

#### ① 施策成果（アウトカム）指標

指標名	実績 (平成 21 年度)	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 26 年度)
【保護者】子育てに関して『不安や負担を感じない』割合	就学前児童 30.1% 小学校児童 39.0%	就学前児童 28.6% 小学校児童 33.2%	就学前児童 50% 小学校児童 60%
【保護者】利用日数などが不足している、あるいは利用していないが利用したいと思う保育サービスが「特にない」と思う割合	就学前児童 25.4%	就学前児童 44.2%	就学前児童 30%
【保護者】住んでいる地域の子育て環境に『満足している』割合	就学前児童 55.5% 小学校児童 58.2%	就学前児童 62.5% 小学校児童 64.2%	就学前児童 60% 小学校児童 60%
【子ども】まわりの大人や友だちから『大事にされている』と思う割合	小学生 91.8% 中高生世代 87.6%	小学生 81.6% 中高生世代 84.7%	小学生 95% 中高生世代 90%

資料: 次世代育成支援に関するニーズ調査(平成 21 年 3 月)

注) 指標名のなかの『』の項目は上記調査のうち、複数項目を合計した値

#### ② 特定事業における目標事業量

事業名	実績 (平成 21 年度)	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 26 年度)
1 通常保育事業(認可保育園)	3歳未満児 274 人/日 3歳以上児 470 人/日	3歳未満児 356 人/日 3歳以上児 560 人/日	3歳未満児 320 人/日 3歳以上児 520 人/日
2 保育6サービス (認可保育+家庭的保育+預かり保育)	2,141 人/年	2,844 人/年	2,191 人/年
3 特定保育事業	—	20 人/定員・1か所	15 人/定員・1か所
4 延長保育事業 (18 時~20 時未満)	1,620 人/月・6か所	1,461 人/月・7か所	1,720 人/月・8か所
5 病児・病後児保育事業	1か所 (病後児対応型)	54 日/年・1か所 (病児・病後児対応型)	190 日/年・1か所
6 一時預かり事業	5か所(保育所型・ 地域密着型1か所)	6か所(保育所型・ 地域密着型2か所)	6か所(保育所型・ 地域密着型2か所)
7 放課後児童健全育成事業 (小学1年~3年生対象)	320 人・4か所	340 人・6か所	340 人・6か所
8 地域子育て支援拠点事業 (ひろば型)	1か所	1か所	1か所
9 ファミリー・サポート・センター 事業	1か所	1か所	1か所

注) 通常保育事業、保育6サービス、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業の目標値は、ニーズ調査の結果から、国の示した「地域行動計画の手引き」に従って算出されたニーズ量を踏まえた「最大受入れ可能数(体制)」を示しています。従って、利用料負担などを伴う申し込み状況に鑑みて、目標値を目安に置いた対応策を講じるものです。

### ③個別事業の成果指標

事業番号	成果指標	実績 (平成 21 年度)	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 26 年度)
2	子どもの権利条例の認知度	就学前児童の保護者 54.9%	就学前児童の保護者 61.8%	就学前児童の保護者 70%
		小学生の保護者 69.9%	小学生の保護者 73.4%	小学生の保護者 80%
		中学生 17%	中学生 30.2%	中学生 50%
13	思春期教育の実施数	中学校全学年	中学校全学年	中学校全学年
16	教育相談室の相談員数	2人	2人	2人
54	子どもの権利相談室の認知度	就学前児童の保護者 23.7%	就学前児童の保護者 43.8%	就学前児童の保護者 50%
		小学生の保護者 58.0%	小学生の保護者 74.0%	小学生の保護者 70%
		中学生 7%	中学生 39.7%	中学生 50%
30	学習支援学級補助員の配置	継続	継続	継続
34	乳幼児健康診査受診率	94.1%	94.1%	100%
38	地域における食に関する 学習会等の実施回数	年 24 回	年 13 回	年 25 回
45	妊婦教室等の開催回数	年7回	年9回	年8回
49	子育てに関する情報提供	パンフレット作成・配布	パンフレット作成・配布	パンフレット作成・配布
54	子どもの権利救済制度の認知度	中学生 20%	中学生 56.7%	中学生 50%
65	父子が参加できる講座の 参加者数	年 12 組	年4組	年 25 組
99	中高生の居場所設置数	1か所	1か所	1か所